

**第 10 回
出雲地区合併協議会**

会議資料

**未来と古代が響き合う
日本のふるさと出雲の國づくり**

日 時：平成 15 年 9 月 26 日（金）午後 3 時

場 所：出雲市今市町北本町 出雲交流会館 多目的室

出雲地区合併協議会委員等名簿

所 属	市長・町長	議 長	議 員	学識経験者		
出 雲 市	西尾理弘	三上辰男	寺田昌弘	江田小鷹	萬代宣雄	西田郁郎
平 田 市	長岡秀人	常松吉幸	日野恵行	原田清造	熊谷美和子	飯塚俊之
斐 川 町	本田恭一	安食 勲	黒田 充	岡千代延	杉原章子	原 俊雄
佐 田 町	荒木 孝	深井徹郎	山本京太郎	渡部良治	飯塚 勉	三島多喜子
多 伎 町	伊藤 裕	柳樂和利	坂根 守	石飛 正	石飛工ミ子	石飛 赳
湖 陵 町	桑原壽之	立花 禎 也	石飛三津男	柳樂和夫	三原伸治	中尾 陽
大 社 町	田中和彦	佐藤 勝	濱崎 勇	室家隆一	木村槇江	岩石秀一
共通委員				田嶋義介 [島根県立大学総合政策学部教授] 吉原弘次 [島根県出雲総務事務所長]		

会長、 副会長

出雲地区合併協議会幹事会名簿

所 属	助 役
出雲市	野津邦男
平田市	加田幹男
斐川町	古川君和
佐田町	田中雄治
多伎町	石飛友治
湖陵町	山根貞守
大社町	藤原博志

各市町合併担当部課長名簿

所 属	氏 名	職 名
出雲市	黒目俊策	出雲市総務部長
	児玉進一	出雲市総務部次長
	山田俊司	出雲市総務部合併推進課長
平田市	荒木 隆	平田市総務部長
	松田隆昭	平田市総務部総務課長
	川瀬 新	平田市総務部総務課合併推進室長
斐川町	富岡俊夫	斐川町参事
	高田茂明	斐川町ふるさとデザイン課合併推進室長
佐田町	大谷昌武	佐田町合併対策室長
多伎町	石飛正登	多伎町総務課長
	森脇悦朗	多伎町総務課地域振興室長
湖陵町	森山 均	湖陵町総務課長
大社町	影山雅夫	大社町広域振興課長

出雲地区合併協議会事務局職員名簿

役 職	氏 名	所属市町	備考
事務局長	妹尾克彦	出雲市	総括
参 与	柴田政樹	島根県総務事務所	専門的助言・調整
事務局次長	坂本純夫	平田市	総務班・計画班担当
事務局次長	石田 武	大社町	調整1班・2班・3班担当
総務班長	三浦俊明	多伎町	庶務・広報、会議運営
計画班長	建部敏紀	斐川町	新市建設計画、財政計画関係
調整1班長	今岡範夫	湖陵町	総務・企画、財政、議会、消防関係
調整2班長	山本 積	佐田町	住民・福祉、教育・文化関係
調整3班長	糸賀敬吉	出雲市	産業、建設・上下水道関係
総務班	長廻修一	出雲市	
計 画 班	妹尾淳也	出雲市	
	松浦健一郎	大社町	
調整1班	林 辰昭	出雲市	
	金築教治	平田市	
調整2班	原 康正	平田市	
調整3班	小村裕二	斐川町	

第 10 回 出雲地区合併協議会会議次第

日時：平成 15 年 9 月 26 日（金）午後 3 時～

場所：出雲市今市町北本町 出雲交流会館 多目的室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 会議録署名委員の指名について

4 議 事

(1) 報告事項

報告第 45 号 第 1 小委員会報告について

報告第 46 号 第 2 小委員会報告について

報告第 47 号 第 3 小委員会報告について

(2) 議案事項

議案第 60 号 消防、救急の取扱いについて

(協議第 52 号 第 1 小委員会付託)

議案第 61 号 各種事務事業（交通政策関係）の取扱いについて

(協議第 53 号 第 1 小委員会付託)

議案第 62 号 各種事務事業（男女共同参画関係）の取扱いについて

(協議第 54 号 第 1 小委員会付託)

議案第 63 号 各種事務事業（環境関係その 2）の取扱いについて

(協議第 55 号 第 2 小委員会付託)

議案第 64 号 各種事務事業（生涯学習関係その 1）の取扱いについて

(協議第 56 号 第 2 小委員会付託)

議案第 65 号 各種事務事業（観光商工関係その 3）の取扱いについて

(協議第 57 号 第 3 小委員会付託)

議案第 66 号 各種事務事業（建設関係その 2）の取扱いについて

(協議第 58 号 第 3 小委員会付託)

- 議案第 67 号 各種事務事業（建築・景観関係）の取扱いについて
（協議第 59 号 第 3 小委員会付託）
- 議案第 68 号 各種事務事業（上下水道関係その 5）の取扱いについて
（協議第 60 号 第 3 小委員会付託）
- 議案第 69 号 各種事務事業（上下水道関係その 6）の取扱いについて
（協議第 61 号 第 3 小委員会付託）
- 議案第 70 号 各種事務事業（上下水道関係その 7）の取扱いについて
（協議第 62 号 第 3 小委員会付託）
- 議案第 71 号 各種事務事業（上下水道関係その 8）の取扱いについて
（協議第 63 号 第 3 小委員会付託）
- 議案第 72 号 各種事務事業（上下水道関係その 9）の取扱いについて
（協議第 64 号 第 3 小委員会付託）
- 議案第 73 号 各種事務事業（上下水道関係その 10）の取扱いについて
（協議第 65 号 第 3 小委員会付託）
- 議案第 32 号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて【継続協議】
（協議第 8 号 新市議会制度検討小委員会付託）

(3) 協議事項

- 協議第 42 号 国民健康保険事業の取扱い（その 1）について
（第 2 小委員会付託）
- 協議第 66 号 各種事務事業（新エネルギー・省エネルギー関係）の取扱い
について
（第 1 小委員会付託）

5 閉 会

次回協議会

第 11 回：平成 15 年 10 月 15 日（水）14:00～17:00 出雲交流会館 多目的室

第10回出雲地区合併協議会会議録署名委員

	議会委員	学識経験委員
第10回	多伎町	湖陵町
氏名		

報告第 45 号

第 1 小委員会について、次のとおり報告する。

平成 1 5 年 9 月 2 6 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

第 1 小委員会報告について

出雲地区合併協議会小委員会設置規程第 7 条の規定に基づき、第 9 回第 1 小委員会を開催したので、別紙のとおり報告する。

第9回 第1小委員会開催内容

1. 日時：平成15年9月16日（火）17:00～19:00
2. 場所：出雲市今市町北本町 出雲交流会館多目的室
3. 議題：
 - (1) 合併協定項目16「消防、救急の取扱いについて」
 - ・消防団の組織について議論があり、調整案では地域に密着した消防団の組織が見えないため、当面現行のとおり移行することによる合併時までの指揮命令系統の確立と、新市において見直しをする時は、地域の実情や常備消防の状況を総合的に勘案し、周辺部の地域住民に不安を与えないような適正な組織を検討することとし、調整方針を加筆修正することとした。その他の項目については、原案のとおり確認された。
 - (2) 合併協定項目24「各種事務事業（交通政策関係）の取扱いについて」
 - ・交通政策（飛行機、空港）について、行政側の取り組みとして利用促進、整備拡充に努めることは分かるが、整備拡充については空港周辺住民には反対の団体もあることから、地域住民に配慮した中での要望活動とすることとし、調整方針を加筆修正することとした。その他の項目については、原案のとおり確認された。
 - (3) 合併協定項目24「各種事務事業（男女共同参画関係）の取扱いについて」
 - ・原案のとおりの方針で良い旨確認された。

報告第 46 号

第 2 小委員会について、次のとおり報告する。

平成 1 5 年 9 月 2 6 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

第 2 小委員会報告について

出雲地区合併協議会小委員会設置規程第 7 条の規定に基づき、第 9 回第 2 小委員会を開催したので、別紙のとおり報告する。

第9回 第2小委員会開催内容

1. 日時：平成15年9月17日（水）17:00～19:00
2. 場所：出雲市今市町北本町 出雲交流会館多目的室
3. 議題：
 - (1) 合併協定項目24「各種事務事業（環境関係その2）の取扱いについて」
 - ・環境団体等への助成、環境衛生組合補助金については、現行のとおり新市に引き継ぐが、環境問題への取り組みが一層推進されるよう、行財政改革の観点も考慮しつつ、新たな制度を検討されたいとの意見を踏まえ、原案のとおりでよい旨確認された。
 - ・共同墓地使用料については、永代使用料という性格上、原案のとおりでよい旨確認された。
 - ・平成16年度新設される平田・斐川火葬場を含め原案のとおりでよい旨確認された。
 - ・犬の登録手数料、注射済み票交付手数料については、原案のとおりでよい旨確認された。
 - (2) 合併協定項目24「各種事務事業（生涯学習関係その1）の取扱いについて」
 - ・図書館事業については、前回の協議会での意見も踏まえ協議した結果、住民に対してより良いサービス提供をする中で調整されることを踏まえ、原案のとおりでよい旨確認された。

報告第 47 号

第 3 小委員会について、次のとおり報告する。

平成 1 5 年 9 月 2 6 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

第 3 小委員会報告について

出雲地区合併協議会小委員会設置規程第 7 条の規定に基づき、第 10 回及び第 11 回第 3 小委員会を開催したので、別紙のとおり報告する。

第 10 回 第 3 小委員会開催内容

1. 日時：平成 15 年 9 月 17 日（水）17:00～19:00
2. 場所：出雲市渡橋町 出雲ロイヤルホテル 飛鳥の間
3. 議題：
 - (1) 合併協定項目 2 4 「各種事務事業（観光商工関係その 3）の取扱いについて」
 - ・既存の工業団地に、かなりの面積の未分譲地がある中で、新規の造成計画を引き継ぐことに財政的な面から慎重に検討すべきとの意見があったが、新市において未分譲地への企業誘致対策を積極的に進めるべきとの意見を踏まえ、原案のとおり確認された。
 - (2) 合併協定項目 2 4 「各種事務事業（建設関係その 2）の取扱いについて」
 - ・道路整備及び港湾使用料については、原案のとおりでよい旨確認された。
 - (3) 合併協定項目 2 4 「各種事務事業（建築・景観関係）の取扱いについて」
 - ・建築確認申請及び景観関係については、原案のとおりでよい旨確認された。
 - (4) 合併協定項目 2 4 「各種事務事業（上下水道関係その 5）の取扱いについて」
 - ・上水道事業に係る審査手数料等については、原案のとおりでよい旨確認された。
 - (5) 合併協定項目 2 4 「各種事務事業（上下水道関係その 6）の取扱いについて」
 - ・簡易水道事業に係る審査手数料等については、原案のとおりでよい旨確認された。
 - (6) 合併協定項目 2 4 「各種事務事業（上下水道関係その 7）の取扱いについて」
 - ・財政計画に整備方針に基づく事業費が盛り込まれていることを確認し、住民の関心の高い事業であることから、普及率目標の達成に向けて、引き続き事業の推進を図るべきとの意見を踏まえ、原案のとおりでよい旨確認された。

- (7) 合併協定項目 2 4 「各種事務事業（上下水道関係その 8 ）の取扱いについて」
- ・公共下水道事業に係る分担金及び使用料については、原案のとおりでよい旨確認された。
- (8) 合併協定項目 2 4 「各種事務事業（上下水道関係その 9 ）の取扱いについて」
- ・農（漁）業集落排水事業に係る分担金及び使用料については、原案のとおりでよい旨確認された。
- (9) 合併協定項目 2 4 「各種事務事業（上下水道関係その 10 ）の取扱いについて」
- ・市町村設置型合併処理浄化槽の使用料については、公共下水道及び集落排水事業との均衡が保たれるべきとの意見を踏まえ、原案のとおりでよい旨確認された。

第 11 回 第 3 小委員会開催内容

- 1 . 日時：平成 1 5 年 9 月 1 9 日（金）17:00 ~ 19:00
- 2 . 場所：出雲市今市町北本町 出雲交流会館多目的室
- 3 . 議題：
 - (1) 合併協定項目 1 0 「農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて」
 - ・農業委員会との意見交換会やこれまでの協議を踏まえ、引き続き調整案が検討された。農業形態の違いや地域事情などから複数ある調整案の絞込みを行い、大筋での合意が得られたので、今後、最終確認を行った上、10 月 15 日の合併協議会に、小委員会案を報告することが確認された。

議案第 60 号

消防、救急の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 15 年 9 月 26 日

出雲地区合併協議会
会長 西 尾 理 弘

消防、救急の取扱いについて（協議第 52 号 第 1 小委員会付託）

合併協定項目 16 . 消防、救急の取扱いについては、次のとおりとする。

1 消防本部庁舎の位置

消防本部庁舎の位置は、出雲市渡橋町 2 5 3 番地 1（出雲市外 4 町広域消防組合消防本部の庁舎）とする。なお、平田市消防本部庁舎並びに大社町消防本部庁舎は、それぞれ消防署庁舎とする。

2 組織機構等

組織機構については、消防本部は合併時に統合し、消防署は住民の混乱や安全確保の低下を招かないため、現行のとおり移行し、1 本部、3 消防署、3 分署体制とする。ただし、新市において、各署の災害発生状況や高速道路等の整備状況に基づき、人員の適正配置に配慮しつつ、均衡のとれた消防組織について検討する。なお、東部分署については、消防、救急出場回数が非常に多いことから、平成 17 年度から消防署へ移行し、人員体制及び車両等の機能強化を図る。また、出場計画については、消防活動の一体性を図るため、合併時に統一する。

3 119 番受信及び通信指令

119 番受信については、現行のとおり移行し、通信指令については、合併時において混乱や安全確保の低下を招かないために 3 消防署間をホットライン（NTT 専用回線）で結ぶことにより連携を図る。なお、円滑な消防救急体制の実現に向け、合併後速やかに現在の出雲市外 4 町広域消防組合のシステムに統一する。

4 消防団の組織

消防団については、合併時に統合する。ただし、組織については当

面現行のとおり移行し、新市において地域の実情や常備消防の状況を総合的に勘案した、適正な組織体制を確立する。なお、合併時までに災害時の対応に支障をきたさぬよう、指揮命令系統など有事即応体制を検討する。

議案第 61 号

各種事務事業（交通政策関係）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成15年9月26日

出雲地区合併協議会
会長 西尾理弘

各種事務事業（交通政策関係）の取扱いについて
（協議第53号 第1小委員会付託）

合併協定項目24．各種事務事業（交通政策関係）の取扱いについては、次のとおりとする。

1 電車

交通政策（電車）については、「一畑電車沿線地域対策協議会」における検討結果に基づき、新市において、経営形態、運行形態及び公的支援のあり方について検討する。

2 バス

交通政策（バス）については、住民の移動手段としての生活路線バス運行は必要不可欠であり、現行のとおり新市に引き継ぐ。新市において、住民のニーズ、運行形態、料金設定等について十分検討し、路線網等の総合的な調整を図るよう努める。

3 飛行機、空港

交通政策（飛行機、空港）については、現行のとおり新市に引き継ぎ、出雲空港の利用促進を図るとともに、地域住民の理解を得ながら整備拡充に努める。

4 J R

交通政策（J R）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

5 港湾

交通政策（港湾）については、現行のとおり新市に引き継ぎ、利用促進に努める。

議案第 62 号

各種事務事業（男女共同参画関係）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 15 年 9 月 26 日

出雲地区合併協議会
会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（男女共同参画関係）の取扱いについて
（協議第 54 号 第 1 小委員会付託）

合併協定項目 24 . 各種事務事業（男女共同参画関係）の取扱いについては、次のとおりとする。

1 男女共同参画条例

男女共同参画に係る条例については、「男女共同参画による出雲市まちづくり条例」、「平田市男女共同参画基本条例」を参考に、新市において住民参画のもとで速やかに制定する。

2 男女共同参画施設

男女共同参画に係る施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、施設の運営形態及び事業については、新市において調整する。

議案第 63 号

各種事務事業（環境関係その2）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成15年9月26日

出雲地区合併協議会
会長 西尾理弘

各種事務事業（環境関係その2）の取扱いについて
（協議第55号 第2小委員会付託）

合併協定項目24．各種事務事業（環境関係その2）の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 環境団体等への助成
現行のとおり新市に引き継ぐ。
新市において、環境団体の新たな支援制度を策定する。
- 2 環境衛生組合補助金
現行のとおり新市に引き継ぐ。
今後とも、地域の環境問題やごみ問題への取り組みには市民の協力が不可欠であり、行政と市民のパイプ役としての組織が必要である。そうした組織や助成制度のあり方について、現行の出雲市環境衛生組合を含め、新市において検討する。
- 3 共同墓地の使用料等
現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 4 火葬場施設使用料
出雲市の例により合併時に統一する。
- 5 犬の登録手数料、注射済み票交付手数料
現行のとおり新市に引き継ぐ。

議案第 64 号

各種事務事業（生涯学習関係その1）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成15年9月26日

出雲地区合併協議会
会長 西尾理弘

各種事務事業（生涯学習関係その1）の取扱いについて
（協議第56号 第2小委員会付託）

合併協定項目24．各種事務事業（生涯学習関係その1）の取扱いのうち図書館事業については、次のとおりとする。

1 図書館

現行のとおり新市に引き継ぎ、既設館及び今後整備される図書館を含め、1つの図書館に中央館的機能を持たせながら、各館のネットワーク化を図る。

また、現在の公民館内に設置されている2施設については、地域住民サービスの向上の面から図書館としての機能の拡充を図るよう新市において検討する。

2 運営形態

運営形態は異なっているが、現行のとおり新市に引き継ぎ、住民に対してより良いサービスが提供できるよう新市において調整する。

3 開館時間

現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において合併後3年を目途に以下のとおり統一する方向で調整する。

平日： 10時～19時

土曜・日曜・祝日： 10時～18時

ただし、公民館内に設置されている2施設については、その施設の都合を考慮する。

4 休館日

現行のとおり新市に引き継ぐ。

5 図書館協議会

各館に図書館協議会を設け、地域利用者の幅広い意見を聞く機会を設ける。

議案第 65 号

各種事務事業（観光商工関係その3）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成15年9月26日

出雲地区合併協議会
会長 西尾理弘

各種事務事業（観光商工関係その3）の取扱いについて
（協議第57号 第3小委員会付託）

合併協定項目24．各種事務事業（観光商工関係その3）の取扱いについては、次のとおりとする。

1 商工会議所・商工会の取扱い

2市5町には、2つの商工会議所と5つの商工会があり、一本化が望ましく、そのための調整に努める。なお、県が進める商工会のグループ化についても、統合に向けた取り組みの一つとして、円滑に進展するよう調整に努める。商工会議所・商工会補助金については、引き続き交付することとし、新市において、事業内容等を精査し調整する。

2 中小企業金融対策

各市町独自の制度については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後速やかに新たな制度を創設するよう調整する。また、島根県小規模企業育成資金は、現行のとおり引き継ぐ。信用保証協会への資金の拠出方法については、合併時までに県信用保証協会と調整を行う。

3 中心市街地活性化基本計画

それぞれの基本計画及びTMO機関は、そのまま新市に引き継ぐ。

4 工業団地・新ビジネスパーク

現行のとおり新市に引き継ぐ。

5 企業誘致に関わる優遇制度

用地取得費に対する助成については、現行のとおり新市に引き継ぐ。固定資産税に関する優遇措置については、合併時に、斐川町の制度を基に新たな制度を設ける。IT関連企業立地促進助成については、新

市において出雲市の制度を基に新たな制度を設ける。平田市の環境保全、斐川町の緑化環境整備・福利厚生施設助成については、現行の制度を引き継ぐ。

6 新ビジネス創業支援補助金

出雲市及び平田市の制度を基に、新市において新たな制度を設ける。

7 起業家支援・企業化支援センター・貸工場

斐川町の企業化支援センター及び貸工場については、現行のとおり新市に引き継ぎ、企業化支援センター等を活用し、起業家支援事業の充実を図る。

8 商工振興補助事業

市町独自の補助事業については、現行のとおり引き継ぎ、その必要性、有効性の観点から新市において検討する。県の補助制度に基づく補助事業については、現行のとおり引き継ぎ統一する。

9 勤労者金融対策

資金預託制度は、合併後統一し、預託額については、新市において調整する。

10 労働者福祉協議会補助

現行のとおり補助制度を引き継ぎ、労働者福祉協議会が一本化されるよう調整に努める。

11 島根県東部勤労者共済会

新市においても引き続き加入するよう調整する。

12 雇用対策事業

平田市雇用創出及び産業振興助成については、平成 17 年 3 月 31 日まで現行のとおり引き継ぎ、雇用に関する助成制度については、平田市の例を基に、新市において検討する。

議案第 66 号

各種事務事業（建設関係その2）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成15年9月26日

出雲地区合併協議会
会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（建設関係その2）の取扱いについて
（協議第58号 第3小委員会付託）

合併協定項目24．各種事務事業（建設関係その2）の取扱いについては、次のとおりとする。

1 道路の整備方針及び計画

現行のとおり新市に引き継ぎ実施し、新市において新市建設計画との整合を図りながら、合併後3年を目途に新たな計画を策定する。

他事業に関連する道路整備については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

2 市道・町道の整備基準

現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後3年を目途に平坦部、山間部等地域の実情にあわせて統一した基準を設ける。

3 港湾の占用料、使用料条例

合併時に多伎町の例により新市に引き継ぎ、料金については、島根県港湾施設条例の「甲港湾」の料金を準用する。

議案第 67 号

各種事務事業（建築・景観関係）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 15 年 9 月 26 日

出雲地区合併協議会
会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（建築・景観関係）の取扱いについて
（協議第 59 号 第 3 小委員会付託）

合併協定項目 24 . 各種事務事業（建築・景観関係）の取扱いについては、次のとおりとする。

1 特定行政庁の設置

合併時に組織の充実を図り、出雲市の例により、本庁で一括して建築確認申請の受付、審査等を行う。

2 景観条例

現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において出雲市まちづくり景観条例を基に、ふるさと島根の景観づくり条例との調整を図り、新市景観条例を制定する。

緑化助成制度については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後 3 年を目途に出雲市の例を基に、新たな緑化助成を制度化する。

3 築地松保全事業

新市において、引き続き築地松景観保全対策推進協議会に加入する。
斐川町の築地松保全助成事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後 3 年を目途に斐川町の例を基に、新たに制度化する。

議案第 68 号

各種事務事業（上下水道関係その5）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成15年9月26日

出雲地区合併協議会
会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（上下水道関係その5）の取扱いについて
（協議第60号 第3小委員会付託）

合併協定項目24．各種事務事業（上下水道関係その5）の取扱いのうち、上水道事業については、次のとおりとする。

- 1 設計審査手数料及び給水装置工事事業者指定手数料
合併時に出雲市・平田市の例により統一する。なお、平田市の道路占用申請手数料及び給水装置工事設計手数料、大社町の給水装置工事完了検査手数料及び消防演習の立会料については、合併時に廃止の方向で調整する。
- 2 水道未普及地域解消事業
平田市の例により統一する。ただし、合併後に実施する事業の地元負担金については、関係市町の現行制度を参考として、合併までに調整する。
- 3 配水管布設工事負担金
合併時に出雲市の例により統一する。

議案第 69 号

各種事務事業（上下水道関係その6）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成15年9月26日

出雲地区合併協議会
会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（上下水道関係その6）の取扱いについて
（協議第61号 第3小委員会付託）

合併協定項目24．各種事務事業（上下水道関係その6）の取扱いのうち、簡易水道事業については、次のとおりとする。

1 設計審査手数料及び給水装置工事事業者指定手数料

設計審査手数料は、合併時に出雲市、平田市及び湖陵町（新設）の例により統一する。平田市の道路占用申請手数料及び給水装置工事設計手数料、佐田町及び多伎町の検査手数料、多伎町の設計手数料及び開栓・閉栓・廃止手数料、湖陵町の給水装置の改造・修繕・撤去の手数料、大社町の給水装置工事完了検査手数料並びに斐川町、佐田町及び大社町の消防演習の立会料については、合併時に廃止の方向で調整する。

給水装置工事事業者指定手数料は、合併時に出雲市、平田市、佐田町及び多伎町、湖陵町の新規分の例により統一し、多伎町の更新分については、合併時に廃止の方向で調整する。

2 水道未普及地域解消事業

合併時にすでに実施中のものは、現行のとおりとし、合併後実施するものについては、平田市の例により統一する。ただし、合併後に実施する事業の地元負担金については、関係市町の現行制度を参考として、合併までに調整する。

3 配水管布設工事負担金

合併時に出雲市の例により統一する。

議案第 70 号

各種事務事業（上下水道関係その7）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成15年9月26日

出雲地区合併協議会
会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（上下水道関係その7）の取扱いについて
（協議第62号 第3小委員会付託）

合併協定項目24．各種事務事業（上下水道関係その7）の取扱いのうち、下水道事業については、次のとおりとする。

1 整備方針

新市の下水道整備事業は、公共下水道事業、農（漁）業集落排水事業等の集合処理方式及び合併処理浄化槽による個別処理方式により推進することとし、島根県の新・全県域下水道化構想の目標普及率（平成22年65%）を早期に達成するため、合併時から、年2%以上の普及率向上を目指し計画的に整備を進めるよう調整する。計画の見直しや事業推進にあたっては、島根県の新・全県域下水道化構想における各自自治体の目標普及率を尊重して事業を進めるよう調整する。

2 公共下水道基本計画

合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に計画の見直しを行い、新計画を策定するよう調整する。

3 農（漁）業集落排水事業計画

合併時は現行のとおりとし、建設事業に着手している地区については、速やかな完了に向け、事業の推進を図ることとする。未着手の地区については、合併後2年を目途に建設単価等の再調査を行い、著しく建設単価が高騰する地区については、市町村設置型合併処理浄化槽の導入も含めて計画を再検討する。

4 生活排水対策推進計画

合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に計画の見直しを行い、集合処理地域以外の全地域及び公共下水道事業区域内の事業認可

外の区域での整備計画を策定するよう調整する。

5 特別会計繰入金

現行のとおり新市に引き継ぐ。

議案第 71 号

各種事務事業（上下水道関係その 8）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 15 年 9 月 26 日

出雲地区合併協議会
会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（上下水道関係その 8）の取扱いについて
（協議第 63 号 第 3 小委員会付託）

合併協定項目 24 . 各種事務事業（上下水道関係その 8）の取扱いのうち、公共下水道事業については、次のとおりとする。

1 受益者負担金の額と徴収猶予

合併時までに供用を開始した区域については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

合併後、供用を開始する区域については、合併時は現行のとおりとし、合併後 2 年を目途に使用料等審議会に諮り受益者負担金に係る制度を統一するよう調整する。

2 受益者負担金の前納と報奨金制度

平成 16 年度までに賦課を決定したものについては、現行のとおりとし、平成 17 年度以降に賦課を行うものについては、出雲市の例により統一するよう調整する。

3 使用料

合併時は、現行のとおりとし、合併後 2 年を目途に使用料等審議会に諮り、料金制度の基本理念を確立し、新料金制度を決定するよう調整する。

議案第 72 号

各種事務事業（上下水道関係その9）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成15年9月26日

出雲地区合併協議会
会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（上下水道関係その9）の取扱いについて
（協議第64号 第3小委員会付託）

合併協定項目24．各種事務事業（上下水道関係その9）の取扱いのうち、農（漁）業集落排水事業については、次のとおりとする。

1 受益者分担金の額

建設事業が完了した地区及び合併時に建設事業が継続中の地区については、現行のとおり新市に引き継ぐ。合併後の新規事業地区については、平田市の例により、分担金の積算方法を統一するよう調整する。

受益者分担金の徴収猶予等については、合併時に出雲市の例により統一するよう調整する。

2 受益者分担金の前納と報奨金制度

平成16年度までに賦課を決定したのものについては、現行のとおりとし、平成17年度以降に賦課を行うものについては、出雲市の例により統一するよう調整する。ただし、平田市の事業実施中の地区は現行のとおりとする。

3 使用料

合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に、公共下水道使用料の改定にあわせ、公共下水道事業と同一の内容に統一するよう調整する。

4 農業集落排水事業排水設備工事資金助成

合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に廃止の方向で調整する。

議案第 73 号

各種事務事業（上下水道関係その10）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成15年9月26日

出雲地区合併協議会
会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（上下水道関係その10）の取扱いについて
（協議第65号 第3小委員会付託）

合併協定項目24．各種事務事業（上下水道関係その10）の取扱いのうち、合併処理浄化槽事業については、次のとおりとする。

- 1 合併処理浄化槽設置事業費補助金
合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に新市生活排水対策推進計画の策定にあわせて内容を検討し、統一するよう調整する。
- 2 合併処理浄化槽維持管理補助金
合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に新市生活排水対策推進計画策定にあわせて内容を検討し、出雲市の例を参考に新たに制度化するよう調整する。
- 3 市町村設置型合併処理浄化槽分担金の額
合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に新市生活排水対策推進計画策定にあわせて内容を検討し、統一するよう調整する。
- 4 市町村設置型合併処理浄化槽使用料
合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に新市生活排水対策推進計画策定にあわせて内容を検討し、統一するよう調整する。

議案第 32 号

議会議員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 15 年 9 月 26 日

出雲地区合併協議会
会長 西尾理弘

議会議員の定数及び任期の取扱いについて【継続協議】
(協議第 8 号 新市議会制度検討小委員会付託)

合併協定項目 9 . 議会議員の定数及び任期の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 地方自治法第 91 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、新市の議会議員の定数は、31 人とする。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第 6 条第 1 項の規定を適用し、新市の設置後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の定数は、41 人とする。
- 2 新市の設置後最初に行われる選挙に限り、公職選挙法第 15 条第 6 項及び公職選挙法施行令第 9 条の規定を適用し、合併前の全ての関係市町の区域ごとに選挙区を設けるものとし、各選挙区において選挙すべき定数は、次のとおりとする。

出雲市の区域	18 人
平田市の区域	7 人
斐川町の区域	6 人
佐田町の区域	2 人
多伎町の区域	2 人
湖陵町の区域	2 人
大社町の区域	4 人

国民健康保険事業の取扱い(その1)について、次のとおり協議する。

平成15年9月26日

出雲地区合併協議会
会長 西尾理弘

国民健康保険事業の取扱い(その1)について(第2小委員会付託)

合併協定項目21.国民健康保険事業の取扱い(その1)については、次のとおりとする。

1 賦課形態

賦課形態については、保険料とする。

2 国民健康保険料

(1) 賦課方式は、現行のとおり4方式とする。

(2) 保険料率については、次の事項を基本に調整する。

医療分については、平成16年度は現行のとおりとする。平成17年度から均一賦課とするが、負担増加となる市町に配慮し、基金による財政調整を行う。基金による財政調整は応益割に充当し、その期間は新市の料率設定と合併時の基金保有額を考慮して決定する。

介護分については、制度の趣旨、又地域実情に大きな差異がないことから、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度から新市保険料率を設定し、均一賦課とする。

(3) 限度額は、現行のとおりとする。

(4) 本算定の時期は、出雲市、平田市及び湖陵町の例により調整する。

(5) 納付回数、納期は、湖陵町の例により調整する。なお仮算定は行わない。

(6) 賦課割合については、現行のとおり、応能と応益の割合を可能な限り50対50に近づけるよう平準化する。

(7) 保険料の軽減については、賦課割合に対して軽減割合が決まることから、賦課割合とともに現行のまま新市に引き継ぐ。

- 3 任意給付（出産育児一時金、葬祭費）
出産育児一時金は、現行のとおり新市に引き継ぐ。
葬祭費は、平田市、斐川町、佐田町及び大社町の例により合併時に統一する。
- 4 国民健康保険運営協議会
合併時に統一する。
委員構成については、出雲市の例により統一する。
委員定数、選任方法等は合併までに調整する。

参考資料：別紙のとおり

出雲地区合併協議会の調整方針

住民福祉専門部会 健康医療分科会 1 1

協議項目	国民健康保険事業の取扱い																																																																																																																																																																																																														
協議細目	国民健康保険事業																																																																																																																																																																																																														
調整の方針	別紙のとおり																																																																																																																																																																																																														
現況																																																																																																																																																																																																															
<p>1 賦課形態(国民健康保険料又は国民健康保険税の状況) 保険料として取扱う町: 平田市、斐川町、湖陵町 保険税として取扱う町: 出雲市、多伎町、佐田町、大社町</p>																																																																																																																																																																																																															
<p>2 国民健康保険料(税)</p> <p style="text-align: center;">(保険料(税)は平成14年度状況、その他は平成15年度状況)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="10">区 分</th> </tr> <tr> <th>出雲市</th> <th>平田市</th> <th>斐川町</th> <th>佐田町</th> <th>多伎町</th> <th>湖陵町</th> <th>大社町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">保 険 料 税</td> <td>課税所得に対して</td> <td>5.5%</td> <td>5.3%</td> <td>4.59%</td> <td>5.51%</td> <td>5.39%</td> <td>6.69%</td> <td>5.2%</td> </tr> <tr> <td>当該年度の固定資産税</td> <td>22.7%</td> <td>11.8%</td> <td>21.08%</td> <td>33.54%</td> <td>34.53%</td> <td>46.73%</td> <td>29.8%</td> </tr> <tr> <td>被保険者1人当たり</td> <td>3060円</td> <td>2380円</td> <td>2880円</td> <td>2230円</td> <td>2457円</td> <td>2787円</td> <td>2880円</td> </tr> <tr> <td>1世帯当たり</td> <td>2550円</td> <td>2170円</td> <td>2607円</td> <td>1910円</td> <td>2032円</td> <td>2455円</td> <td>2400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">介 護 料</td> <td>課税所得に対して</td> <td>0.7%</td> <td>0.76%</td> <td>0.57%</td> <td>0.67%</td> <td>0.68%</td> <td>0.83%</td> <td>0.68%</td> </tr> <tr> <td>当該年度の固定資産税</td> <td>4.4%</td> <td>2.44%</td> <td>3.97%</td> <td>6.84%</td> <td>7.96%</td> <td>8.83%</td> <td>6.08%</td> </tr> <tr> <td>被保険者1人当たり</td> <td>680円</td> <td>590円</td> <td>620円</td> <td>560円</td> <td>565円</td> <td>628円</td> <td>590円</td> </tr> <tr> <td>1世帯当たり</td> <td>390円</td> <td>370円</td> <td>375円</td> <td>330円</td> <td>341円</td> <td>363円</td> <td>490円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">限 度 額</td> <td>医療分</td> <td>53000円</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>介護分</td> <td>8000円</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">納 期</td> <td>本算定の時期</td> <td>本算定7月</td> <td>本算定7月</td> <td>本算定8月</td> <td>本算定9月</td> <td>本算定8月</td> <td>本算定7月</td> <td>本算定8月</td> </tr> <tr> <td>第1期</td> <td>7/16~ 7/31</td> <td>5/末日</td> <td>4/末日</td> <td>4/1~ 4/30</td> <td>4/1~ 4/30</td> <td>7/15~ 7/31</td> <td>4/16~ 4/30</td> </tr> <tr> <td>第2期</td> <td>8/16~ 8/31</td> <td>6/末日</td> <td>5/末日</td> <td>7/1~ 7/31</td> <td>8/1~ 8/31</td> <td>8/15~ 8/31</td> <td>6/16~ 6/30</td> </tr> <tr> <td>第3期</td> <td>9/16~ 9/30</td> <td>7/末日</td> <td>6/末日</td> <td>9/1~ 9/30</td> <td>9/1~ 9/30</td> <td>9/15~ 9/30</td> <td>8/16~ 8/31</td> </tr> <tr> <td>第4期</td> <td>10/16~ 10/31</td> <td>8/末日</td> <td>7/末日</td> <td>11/1~ 11/30</td> <td>11/1~ 11/30</td> <td>10/15~ 10/31</td> <td>10/16~ 10/31</td> </tr> <tr> <td>第5期</td> <td>11/16~ 11/30</td> <td>9/末日</td> <td>8/末日</td> <td>1/1~ 1/31</td> <td>1/1~ 1/31</td> <td>11/15~ 11/30</td> <td>11/16~ 11/30</td> </tr> <tr> <td>第6期</td> <td>12/16~ 12/27</td> <td>10/末日</td> <td>9/末日</td> <td>3/1~ 3/31</td> <td>3/1~ 3/31</td> <td>12/15~ 12/30</td> <td>12/16~ 12/31</td> </tr> <tr> <td>第7期</td> <td>1/16~ 1/31</td> <td>11/末日</td> <td>10/末日</td> <td>1/15~ 1/31</td> <td>1/15~ 1/31</td> <td>1/15~ 1/31</td> <td>2/16~ 2/28</td> </tr> <tr> <td>第8期</td> <td>3/16~ 3/31</td> <td>12/末日</td> <td>11/末日</td> <td>2/15~ 2/28</td> <td>2/15~ 2/28</td> <td>3/15~ 3/31</td> <td>3/16~ 3/31</td> </tr> <tr> <td>第9期</td> <td></td> <td>1/末日</td> <td>12/末日</td> <td>3/15~ 3/31</td> <td>3/15~ 3/31</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第10期</td> <td></td> <td>2/末日</td> <td>1/末日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第11期</td> <td></td> <td>3/末日</td> <td>2/末日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第12期</td> <td></td> <td></td> <td>3/末日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区分	区 分										出雲市	平田市	斐川町	佐田町	多伎町	湖陵町	大社町	保 険 料 税	課税所得に対して	5.5%	5.3%	4.59%	5.51%	5.39%	6.69%	5.2%	当該年度の固定資産税	22.7%	11.8%	21.08%	33.54%	34.53%	46.73%	29.8%	被保険者1人当たり	3060円	2380円	2880円	2230円	2457円	2787円	2880円	1世帯当たり	2550円	2170円	2607円	1910円	2032円	2455円	2400円	介 護 料	課税所得に対して	0.7%	0.76%	0.57%	0.67%	0.68%	0.83%	0.68%	当該年度の固定資産税	4.4%	2.44%	3.97%	6.84%	7.96%	8.83%	6.08%	被保険者1人当たり	680円	590円	620円	560円	565円	628円	590円	1世帯当たり	390円	370円	375円	330円	341円	363円	490円	限 度 額	医療分	53000円	同左	同左	同左	同左	同左	同左	介護分	8000円	同左	同左	同左	同左	同左	同左	納 期	本算定の時期	本算定7月	本算定7月	本算定8月	本算定9月	本算定8月	本算定7月	本算定8月	第1期	7/16~ 7/31	5/末日	4/末日	4/1~ 4/30	4/1~ 4/30	7/15~ 7/31	4/16~ 4/30	第2期	8/16~ 8/31	6/末日	5/末日	7/1~ 7/31	8/1~ 8/31	8/15~ 8/31	6/16~ 6/30	第3期	9/16~ 9/30	7/末日	6/末日	9/1~ 9/30	9/1~ 9/30	9/15~ 9/30	8/16~ 8/31	第4期	10/16~ 10/31	8/末日	7/末日	11/1~ 11/30	11/1~ 11/30	10/15~ 10/31	10/16~ 10/31	第5期	11/16~ 11/30	9/末日	8/末日	1/1~ 1/31	1/1~ 1/31	11/15~ 11/30	11/16~ 11/30	第6期	12/16~ 12/27	10/末日	9/末日	3/1~ 3/31	3/1~ 3/31	12/15~ 12/30	12/16~ 12/31	第7期	1/16~ 1/31	11/末日	10/末日	1/15~ 1/31	1/15~ 1/31	1/15~ 1/31	2/16~ 2/28	第8期	3/16~ 3/31	12/末日	11/末日	2/15~ 2/28	2/15~ 2/28	3/15~ 3/31	3/16~ 3/31	第9期		1/末日	12/末日	3/15~ 3/31	3/15~ 3/31			第10期		2/末日	1/末日					第11期		3/末日	2/末日					第12期			3/末日				
区分	区 分																																																																																																																																																																																																														
	出雲市	平田市	斐川町	佐田町	多伎町	湖陵町	大社町																																																																																																																																																																																																								
保 険 料 税	課税所得に対して	5.5%	5.3%	4.59%	5.51%	5.39%	6.69%	5.2%																																																																																																																																																																																																							
	当該年度の固定資産税	22.7%	11.8%	21.08%	33.54%	34.53%	46.73%	29.8%																																																																																																																																																																																																							
	被保険者1人当たり	3060円	2380円	2880円	2230円	2457円	2787円	2880円																																																																																																																																																																																																							
	1世帯当たり	2550円	2170円	2607円	1910円	2032円	2455円	2400円																																																																																																																																																																																																							
介 護 料	課税所得に対して	0.7%	0.76%	0.57%	0.67%	0.68%	0.83%	0.68%																																																																																																																																																																																																							
	当該年度の固定資産税	4.4%	2.44%	3.97%	6.84%	7.96%	8.83%	6.08%																																																																																																																																																																																																							
	被保険者1人当たり	680円	590円	620円	560円	565円	628円	590円																																																																																																																																																																																																							
	1世帯当たり	390円	370円	375円	330円	341円	363円	490円																																																																																																																																																																																																							
限 度 額	医療分	53000円	同左	同左	同左	同左	同左	同左																																																																																																																																																																																																							
	介護分	8000円	同左	同左	同左	同左	同左	同左																																																																																																																																																																																																							
納 期	本算定の時期	本算定7月	本算定7月	本算定8月	本算定9月	本算定8月	本算定7月	本算定8月																																																																																																																																																																																																							
	第1期	7/16~ 7/31	5/末日	4/末日	4/1~ 4/30	4/1~ 4/30	7/15~ 7/31	4/16~ 4/30																																																																																																																																																																																																							
	第2期	8/16~ 8/31	6/末日	5/末日	7/1~ 7/31	8/1~ 8/31	8/15~ 8/31	6/16~ 6/30																																																																																																																																																																																																							
	第3期	9/16~ 9/30	7/末日	6/末日	9/1~ 9/30	9/1~ 9/30	9/15~ 9/30	8/16~ 8/31																																																																																																																																																																																																							
	第4期	10/16~ 10/31	8/末日	7/末日	11/1~ 11/30	11/1~ 11/30	10/15~ 10/31	10/16~ 10/31																																																																																																																																																																																																							
	第5期	11/16~ 11/30	9/末日	8/末日	1/1~ 1/31	1/1~ 1/31	11/15~ 11/30	11/16~ 11/30																																																																																																																																																																																																							
	第6期	12/16~ 12/27	10/末日	9/末日	3/1~ 3/31	3/1~ 3/31	12/15~ 12/30	12/16~ 12/31																																																																																																																																																																																																							
	第7期	1/16~ 1/31	11/末日	10/末日	1/15~ 1/31	1/15~ 1/31	1/15~ 1/31	2/16~ 2/28																																																																																																																																																																																																							
	第8期	3/16~ 3/31	12/末日	11/末日	2/15~ 2/28	2/15~ 2/28	3/15~ 3/31	3/16~ 3/31																																																																																																																																																																																																							
	第9期		1/末日	12/末日	3/15~ 3/31	3/15~ 3/31																																																																																																																																																																																																									
第10期		2/末日	1/末日																																																																																																																																																																																																												
第11期		3/末日	2/末日																																																																																																																																																																																																												
第12期			3/末日																																																																																																																																																																																																												
<p>調整の具体的内容</p> <p>1 賦課形態 賦課形態については、保険料とする</p> <p>2 国民健康保険料 国民健康保険料については、次のとおりとする</p> <p>(1) 賦課方式は、現行のとおり4方式とする</p> <p>(2) 保険料率については、次の事項を基本に調整する。</p> <p>医療費分については、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度から均一賦課とするが、負担増加となる市町に配慮し、基金による財政調整を行う。基金による財政調整は利益割に充当し、その期間は新市の料率設定と合併時の基金保有額を考慮して決定する。</p> <p>介護分については、制度の趣旨、又地域事情に大きな差異がないことから平成16年度は現行のとおりとし平成17年度から新市保険料率を設定し、均一賦課とする。</p> <p>(3) 限度額は、現行のとおりとする</p> <p>(4) 本算定の時期は、出雲市、平田市、湖陵町の例により調整する。</p> <p>(5) 納付回数、納期は、湖陵町の例により調整する。なお仮算定は行わない。</p>																																																																																																																																																																																																															

出雲地区合併協議会の調整方針

住民福祉専門部会 健康医療分科会 1 2

協議項目	国民健康保険事業の取扱い	協議細目	国民健康保険事業
調整の方針	別紙のとおり		
現況			
調整の具体的内容			
賦課割合 医療分 介護分 保険料 軽減 軽減	区分	所得割	調整の具体的内容
	医療分	資産割 均等割	湖陵町 多伎町 佐田町 斐川町 平田市 出雲市
介護分	所得割 資産割 均等割	湖陵町 多伎町 佐田町 斐川町 平田市 出雲市	湖陵町 多伎町 佐田町 斐川町 平田市 出雲市
賦課割合	前年度総所得、基礎総額(3万円) + 24万円 世帯主を除く(被保険者)を超えない世帯 前年度総所得、基礎総額(3万円) + 85万円、 世帯の被保険者数)を超えない世帯	均等割7.0%減額 均等割7.0%減額 均等割5.0%減額 均等割5.0%減額 均等割2.0%減額 均等割2.0%減額	(6) 賦課割合については、現行のとおり応能と 応益の割合を可能な限り5.0対5.0に近づける よう標準化する。 (7) 保険料の軽減については、賦課割合に対し て軽減割合が決まることから、賦課割合ととも に現行のまま新市に引き継ぐ。
(平成1年度給付状況)			
任意給付(出産育児一時金、葬祭費)	区分	件数	湖陵町 多伎町 佐田町 斐川町 平田市 出雲市
出産育児一時金	件数	119	湖陵町 多伎町 佐田町 斐川町 平田市 出雲市
葬祭費	件数	469	湖陵町 多伎町 佐田町 斐川町 平田市 出雲市
('ハ1年度			
4 国民健康保険運営協議会			
委員定数	委員定数	委員定数	委員定数
被保険者を代表する委員	被保険者を代表する委員	被保険者を代表する委員	被保険者を代表する委員
国民健康保険医又は薬剤師を代表する委員	国民健康保険医又は薬剤師を代表する委員	国民健康保険医又は薬剤師を代表する委員	国民健康保険医又は薬剤師を代表する委員
公益を代表する委員	公益を代表する委員	公益を代表する委員	公益を代表する委員
被用者保険等保険者を代表する委員	被用者保険等保険者を代表する委員	被用者保険等保険者を代表する委員	被用者保険等保険者を代表する委員

3 任意給付(出産育児一時金、葬祭費)
 出産育児一時金は、現行のとおり新市に引き
 継ぐ。
 葬祭費は、平田市、斐川町、佐田町及び大社
 町の例により合併時に統一する。

4 国民健康保険運営協議会
 合併時に統一する。
 委員構成については、出雲市の例により統一
 する。
 委員定数、選任方法等は合併までに調整す
 る。

国民健康保険の税と料

1 二方式（「税」と「料」）存在の経緯

- 昭和13年 国保制度創設
当初は任意の国保組合、非営利社団法人による医療保険方式
- 昭和23年 国保法全面改正（新国保法誕生）
市町村公営、強制加入制度に改正
- 昭和26年 地方税法の改正、「国民健康保険税」創設
税の義務観念による徴収成績の向上が期待
- 現在 「税」方式採用市町村 90.32%（平成13年度末現在）

合併協議会の構成市町においては、「税」方式が4市町（出雲市・佐田町・多伎町・大社町）であり、「料」方式が3市町（平田市・斐川町・湖陵町）。

2 「税」と「料」の比較

(1) 「税」と「料」の相違点（主なものの抜粋 詳細別資料1）

	税	料
根 拠 法	地方税法	国民健康保険法
賦課権の期間制限	3年	2年
徴収権等消滅時効	5年	2年
徴収権の優先順位	国税と同順位	国税及び地方税に次ぐ
徴収実績（徴収率）	徴収率の比較は、P49のとおり	

(2) いずれかの方式を採用した場合の課題・問題点等

	課題・問題点等
税方式採用 （料 税）	ア 住民の理解が必要 強制的徴収観念による抵抗大。税の必然性の明確化 イ 「賦課徴収」と「給付」の二元管理 意思決定の二分化。保険者機能の分断化
料方式採用 （税 料）	ア 徴収率低下等への懸念。 徴収実績等では大差なし。問題なしか。 イ 組織体制の懸念 意思決定の一本化、保険者機能の強化推進が可能

保険税と保険料の相違点

区 分	保険税	保険料
根 拠 法	地方税法	国民健康保険法
課 税 団 体 (保 険 者)	市町村、特別区 (地法第703条の4)	市町村、特別区、国民健康保険組合 (国保法第3条)
標準課税(賦課)総額	地方税法に規定 (地法第703条の4)	国保法施行令に規定 (国保令第29条の5)
課 税 限 度 額	53万円以内 (地法第703条の4)	53万円以内 (国保令第29条の5)
税 (料) 率	条例で規定(税準則第3条～第5条の2) 税率の決定、変更の場合も都道府県知事への協議は不要。	市町村長が告示(料準則第18条) 税率の決定、変更の場合は都道府県知事への協議が必要(国保法第12条)
低所得者に対する軽減	地方税法及び地方税法施行令に算定根拠を示す(地法第703条の5、地令第56条の89)	国保法施行令に規定 (国保令第29条の5)
徴 収 の 方 法	地方税法の規定による(地法第706条)	地方自治法の規定による(地治法第231条)
徴 収 の 特 例 (仮 徴 収 制 度 等)	地方税法の規定により条例で定める(地法第706条の2、706条の3、税準則第9条の2、第9条の3)	国民健康保険法の規定により条例で定める (国保法第81条)
徴 収 手 続	地方税法の規定による(地法第706条)	地方自治法、地方自治法施行令及び条例の規定による(自治法231条、自治令第154条、料準則第23条)
課 税 (賦 課) 権 の 期 間 制 限	3年(地法第17条の5)	2年(国保第110条)
徴収権及び還付請求 権 の 消 滅 時 効	5年(地法第18条、第18条の3)	同上
徴 収 権 の 優 先 順 位	国税及び他の地方税と同順位であり他の全ての債権又は公課に優先する(地法第14条)	先取特権の順位は国税及び地方税に次ぐ (自治法第231条の3)
不 服 申 立 て	課税団体に対する異議申立て(地法第19条)	国保審査会に対する審査請求(国保法第91条)
要 約	<p>保険料の賦課権及び還付請求権は、2年を経過したとき時効により消滅するが、保険税の課税権の期間制限は、原則として法定納期限の翌日から起算して3年、還付請求権はその請求をすることができる日から5年を経過したときに時効により消滅する</p> <p>保険料の滞納処分は、地方自治法の規定によるので、徴収金の先取特権の順位は国税及び地方税に次ぐものとされているが、保険税にあっては、国税及び他の地方税と同順位であり、他の全ての債権又は公課に優先することとなる</p>	<p>保険税では、所得割額の算定方法として3方式が定められているが、保険料では、5方式(3方式の他に市町村民税方式、住民税方式)認められている。</p> <p>保険税の徴収は、徴税吏員に限られているが、保険料の徴収は、会計職員が行うので、吏員以外の者(雇用、嘱託等)でも徴収事務を行うことができる。</p>

2市5町徴収率比較

平成13年度決算ベース

(単位:%)

年度	税方式採用					料方式採用				2市5町
	出雲市	多伎町	佐田町	大社町	1市3町	平田市	斐川町	湖陵町	1市2町	
13	95.51	99.85	99.64	98.02	96.24	96.97	98.31	97.12	97.62	96.70
12	45.60	4.123	65.41	29.58	滞繰分	22.82	41.75	26.02	滞繰分	
11	12.43	25.13	39.22	6.77		25.82	13.31	31.21		
10	11.77			1.58		5.30	8.43	69.26		
9	8.53			1.76		23.34	6.94	10.67		
8	5.16	10.01		12.41			13.97			

市町村合併に伴う賦課方式の調整状況(平成11年以降)

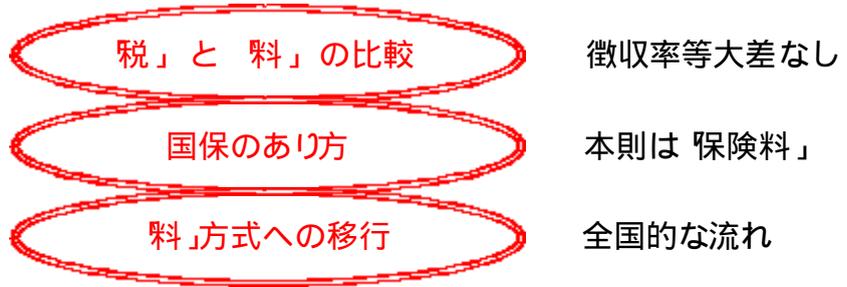
合併調整後

合併前の状況

合併期日		合併調整後		合併前の状況		税方式		料方式			
13.01.01	新潟市	←	新潟市	黒崎町							
13.01.21	西東京市		田無市	保谷市							
15.04.01	呉市		呉市	下浦刈町							
15.04.01	新居浜市		新居浜市	別子村							
16.04.01	静岡市		静岡市	清水市							
11.04.01	篠山市	←	篠山町	西紀町	丹南町	今田町					
13.04.01	潮来市		潮来市	牛堀町							
13.05.01	さいたま市		大宮市	浦和市	与野市						
13.11.15	大船渡市		大船渡市	三陸町							
14.04.01	さぬき市		津田町	大川町	志度町	寒川町				長尾町	
14.04.01	久米島市		仲里村	具志川村							
14.11.01	つくば市		つくば市	茎崎町							
15.02.03	福山市		福山市	内海町	新市町						
15.03.01	南部町		南部町	富沢町							
15.03.01	廿日市市		廿日市市	佐伯市	吉和村						
15.04.01	加美町		中新田町	小野田町	宮崎町						
15.04.01	神流町		万場町	中里町							
15.04.01	南アルプス市		八田町	白根町	芦安村	若草町				櫛形町	甲西町
15.04.01	山県市		高富町	伊自良村	美山町						
15.04.01	大崎上島町		大崎町	東野町	木江町						
15.04.01	東かがわ市		引田町	白鳥町	大内町						
15.04.01	宗像市		宗像市	玄海町							
15.04.01	あさぎり町		上村町	免田町	岡原村	須恵村				深田村	

《参考》 税、料各方式採用保険者数の推移

区分	平成9年度		増減	平成13年度	
	団体数	割合		団体数	割合
税方式の採用	2,942	90.47%	13	2,929	90.32%
料方式の採用	310	9.53%	+4	314	9.68%
合計	3,252		9	3,243	



H11.7月

「国民健康保険税の保険料移行に関する検討会」報告



H11年以降の市町村合併では、枠内に「税」「料」双方の方式が混在する場合の全てが「料」方式に移行<P49参照>

新市における国保のあり方

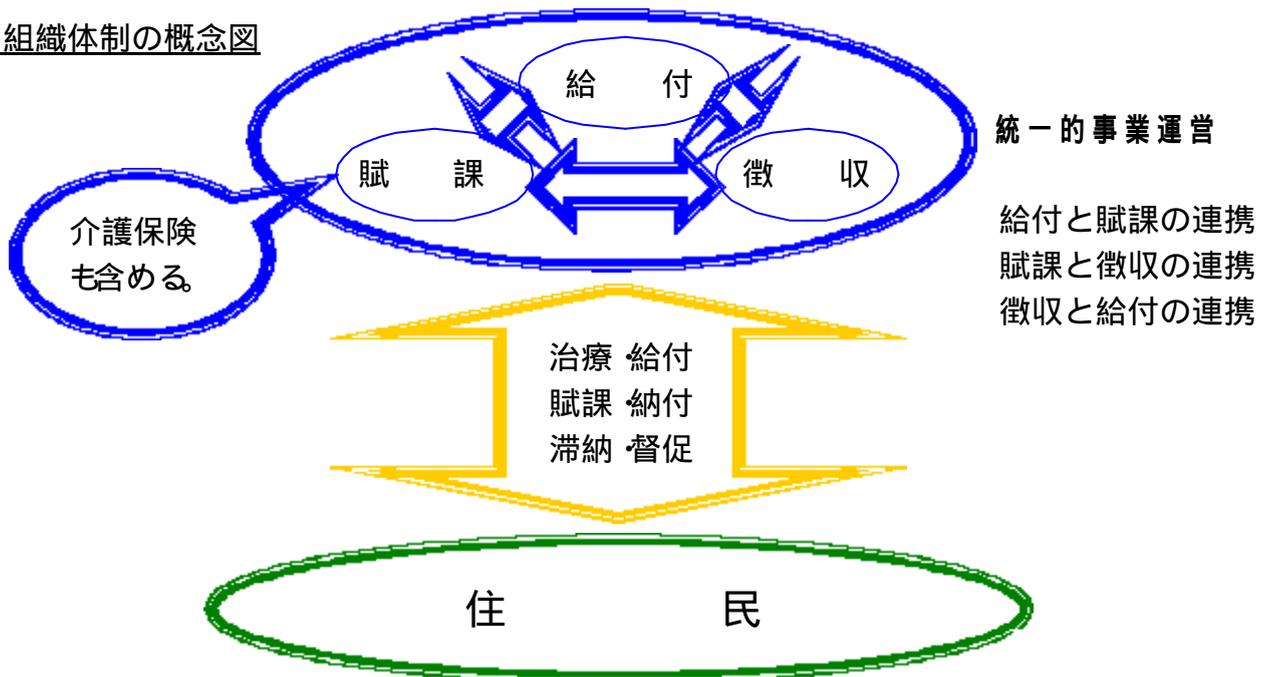
・医療保険である国保の本来の姿
・意思決定の一本化による統一的事業運営

保険者機能の強化



「料」方式の採用

組織体制の概念図



基金を応益割に充当した場合は各市町 1人当たり調定額

H17 (基金から2.5億、応益割に充当)

新市必要額 A 3,477,093,066
 (= B 3,727,093,066円 - C 250,000,000円)

	総所得等	料率【】	賦課割合 %
所得割額 B*40%	1,490,837,226	=	42.9%
資産割額 B*10%	372,709,307	=	10.7%
応能割計	1,863,546,533 (= B 3,727,093,066 * 1 / 2)		53.6%
均等割額 *35%*2	1,129,482,573	=	32.5%
平等割額 *15%*2	484,063,960	=	13.9%
応益割計	1,613,546,533 (= B 3,727,093,066 * 1 / 2) - C		46.4%
+	3,477,093,066	=	100.0%
基金	250,000,000		4,775円



	調定総額	被保険者数	一人当たり調定総額	H15年度実績	差
出雲市	1,814,910,873円	25,683人	70,638円	74,104円	3,466円
平田市	554,038,824円	8,919人	62,119円	73,800円	11,681円
斐川町	525,041,763円	7,738人	67,852円	67,411円	441円
佐田町	69,697,757円	1,284人	54,282円	49,499円	4,783円
多伎町	77,441,633円	1,419人	54,575円	55,188円	613円
湖陵町	110,780,363円	2,004人	55,280円	66,248円	10,968円
大社町	325,170,181円	5,301人	61,341円	66,072円	4,731円
計	3,477,081,394円	52,358人	66,410円	69,841円	3,431円
基金	250,000,000円	52,358人	4,775円	-	0円

新市必要額 (数値合わないのは端数処理のため。)

H18 (基金から1.5億円、応益割に充当)

A 新市必要額 3,651,004,288
 (B 3,801,004,288円 - C 150,000,000円)

	総所得等	料率【】	賦課割合 %
所得割額40%	1,520,401,715	=	41.6%
資産割額10%	380,100,429	=	10.4%
応能割計	1,900,502,144 (= B 3,801,004,288 * 1 / 2)		52.1%
均等割額 *35%*2	1,225,351,501	=	33.6%
平等割額 *15%*2	525,150,643	=	14.4%
応益割計	1,750,502,144 (= B 3,801,004,288 * 1 / 2) - C		47.9%
+	3,651,004,288	=	100.0%
基金	150,000,000		2,865円



	調定総額	被保険者数	一人当たり調定総額	H15年度実績	差
出雲市	1,904,111,391円	26,514人	71,815円	74,104円	2,289円
平田市	582,658,809円	9,183人	63,450円	73,800円	10,350円
斐川町	551,272,269円	7,998人	68,926円	67,411円	1,515円
佐田町	73,074,906円	1,294人	56,472円	49,499円	6,973円
多伎町	81,708,944円	1,454人	56,196円	55,188円	1,008円
湖陵町	117,130,135円	2,065人	56,722円	66,248円	9,526円
大社町	341,066,037円	5,395人	63,219円	66,072円	2,853円
計	3,651,022,491円	53,903人	67,733円	69,841円	2,108円
基金	150,000,000円	53,903人	2,783円	-	0円

新市必要額 (数値合わないのは端数処理のため。)

H19 (基金から1億円、応益割に充当)

A 新市必要額 3,777,132,846
 (B3,877,132,846円 - C100,000,000円)

	総所得等	料率【】	賦課割合 %
所得割額40%	1,550,853,138	=	41.1%
資産割額10%	387,713,285	=	10.3%
応能割計	1,938,566,423 (= B 3,877,132,846 * 1 / 2)		51.3%
均等割額 *35%*2	1,286,996,496	=	34.1%
平等割額 *15%*2	551,569,927	=	14.6%
応益割計	1,838,566,423 (= B 3,877,132,846 * 1 / 2) - C		48.7%
+	3,777,132,846	=	100.0%
基金	100,000,000		1,910円



	調定総額	被保険者数	一人当たり調定総額	H15年度実績	差
出雲市	1,969,905,899円	27,361人	71,997円	74,104円	2,107円
平田市	603,236,487円	9,455人	63,801円	73,800円	9,999円
斐川町	570,714,839円	8,287人	69,035円	67,411円	1,624円
佐田町	75,191,733円	1,304人	57,662円	49,499円	8,163円
多伎町	84,637,136円	1,490人	56,803円	55,188円	1,615円
湖陵町	121,598,539円	2,128人	57,142円	66,248円	9,106円
大社町	351,869,518円	5,491人	64,081円	66,072円	1,991円
計	3,777,154,151円	55,496人	68,062円	69,841円	1,779円
基金	100,000,000円	55,496人	1,802円	-	0円

新市必要額 (数値合わないのは端数処理のため。)

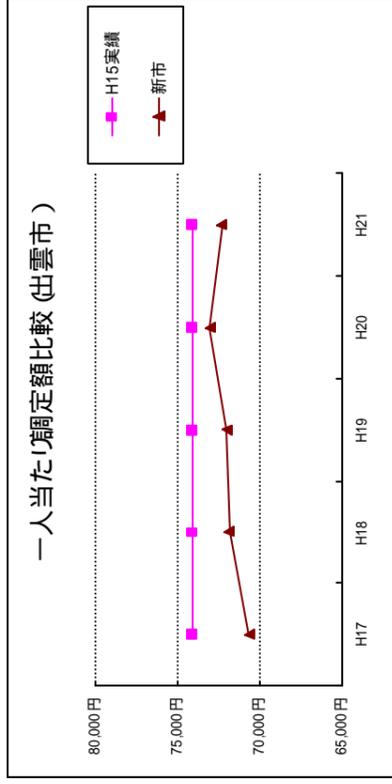
一人当たり調定額 5 億を充当

(応益割に充当)

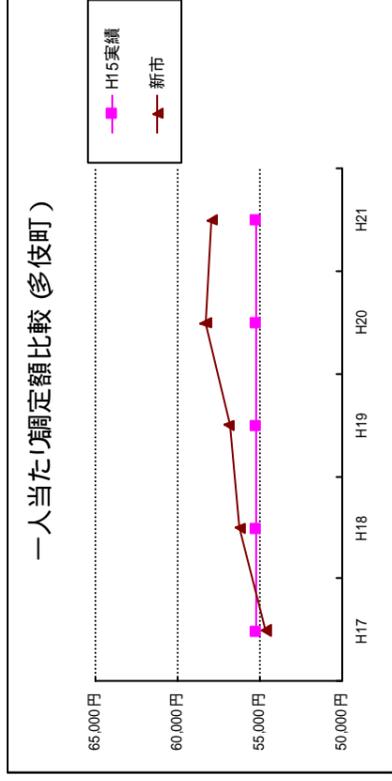
	H17	H18	H19	H20	H21
出雲市	70,638円	71,815円	71,997円	73,022円	72,260円
平田市	62,119円	63,450円	63,801円	64,978円	64,398円
斐川町	67,852円	68,926円	69,035円	69,961円	69,162円
佐田町	54,282円	56,472円	57,662円	59,742円	59,976円
多伎町	54,575円	56,196円	56,803円	58,261円	57,896円
湖陵町	55,280円	56,722円	57,142円	58,416円	57,863円
大社町	61,341円	63,219円	64,081円	65,811円	65,697円
新市	66,410円	67,733円	68,062円	69,228円	68,609円

新市料率になると保険料額が上がる市町
 1 H15実績(7市町分)の1人当たり調定額

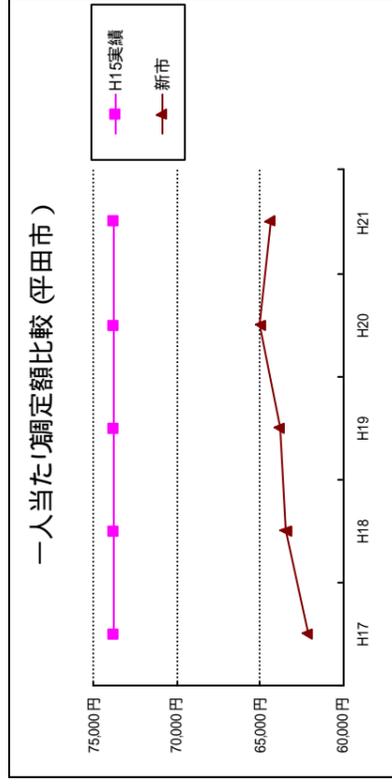
	H17	H18	H19	H20	H21
出雲市	70,638円	71,815円	71,997円	73,022円	72,260円
新市	74,104円	74,104円	74,104円	74,104円	74,104円
H15実績					



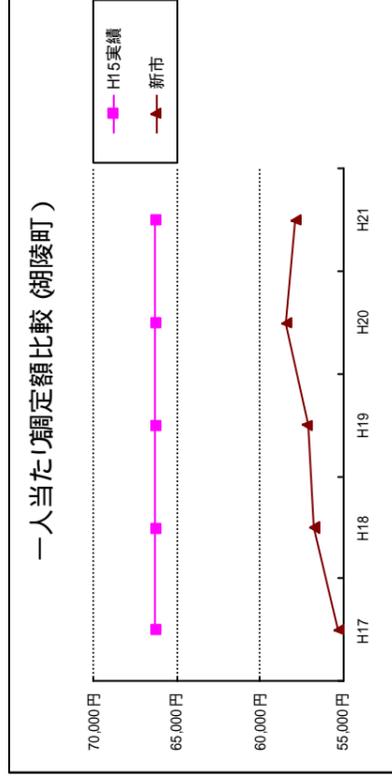
	H17	H18	H19	H20	H21
多伎町	54,575円	56,196円	56,803円	58,261円	57,896円
新市	55,188円	55,188円	55,188円	55,188円	55,188円
H15実績					



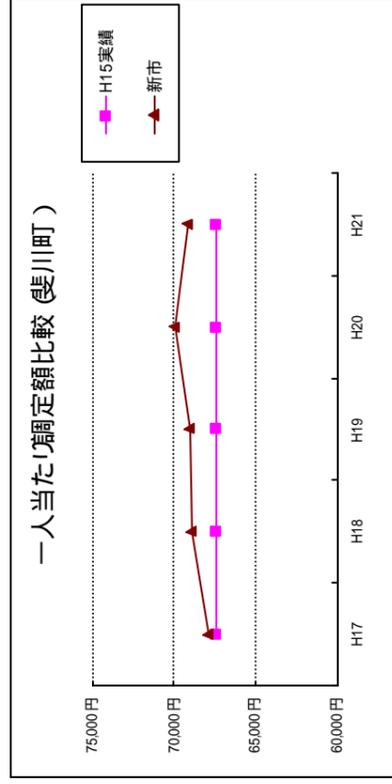
	H17	H18	H19	H20	H21
平田市	62,119円	63,450円	63,801円	64,978円	64,398円
新市	73,800円	73,800円	73,800円	73,800円	73,800円
H15実績					



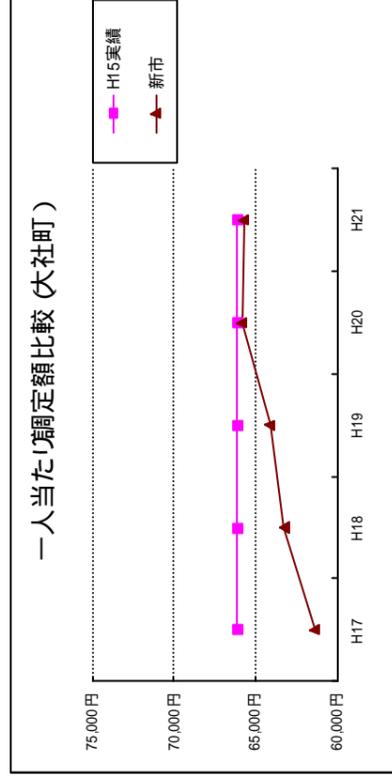
	H17	H18	H19	H20	H21
湖陵町	55,280円	56,722円	57,142円	58,416円	57,863円
新市	66,248円	66,248円	66,248円	66,248円	66,248円
H15実績					



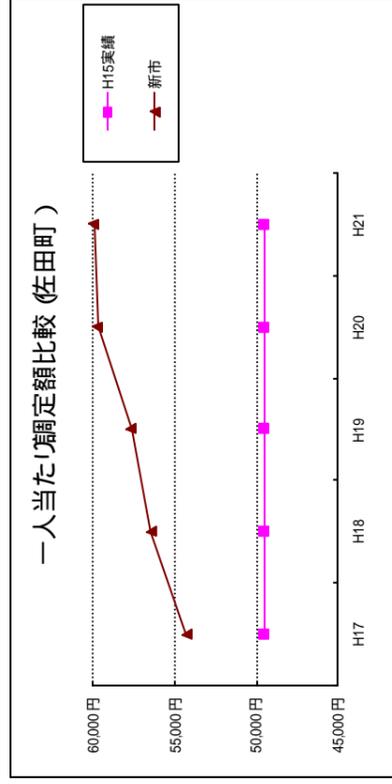
	H17	H18	H19	H20	H21
斐川町	67,852円	68,926円	69,035円	69,961円	69,162円
新市	67,411円	67,411円	67,411円	67,411円	67,411円
H15実績					



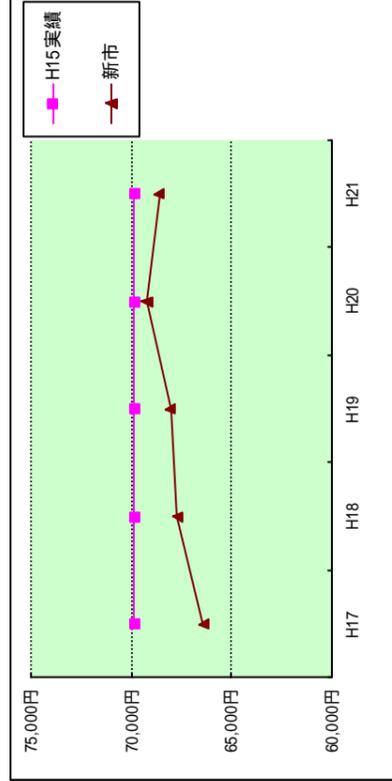
	H17	H18	H19	H20	H21
大社町	61,341円	63,219円	64,081円	65,811円	65,697円
新市	66,072円	66,072円	66,072円	66,072円	66,072円
H15実績					



	H17	H18	H19	H20	H21
佐田町	54,282円	56,472円	57,662円	59,742円	59,976円
新市	49,499円	49,499円	49,499円	49,499円	49,499円
H15実績					



	H17	H18	H19	H20	H21
新市	66,410円	67,733円	68,062円	69,228円	68,609円
新市	69,841円	69,841円	69,841円	69,841円	69,841円
H15実績					



	H15 実績
	74,104円
	73,800円
	67,411円
	49,499円
	55,188円
	66,248円
	66,072円
	69,841円

財政調整案 (均一賦課) イメージ

<前提>
 財政調整期間 : H17度から3か年間
 基金補填総額 : 5億円
 H17度基金補填額 : 2億5千万円
 H18度基金補填額 : 1億5千万円
 H19度基金補填額 : 1億円

協議第 66 号

各種事務事業(新エネルギー・省エネルギー関係)の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成15年9月26日

出雲地区合併協議会
会長 西尾理弘

各種事務事業(新エネルギー・省エネルギー関係)の取扱いについて
(第1小委員会付託)

合併協定項目24.各種事務事業(新エネルギー・省エネルギー関係)の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 新エネルギービジョン・省エネルギービジョン
新エネルギービジョン及び省エネルギービジョンについては、合併時に策定されている市町の計画を参考に、新市において新たにビジョンを策定する。
- 2 新エネルギー関係事業・施設
新エネルギー関係事業及び施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、複数市町にある同一事業については、新市において調整する。

参考資料：別紙のとおり

出雲地区合併協議会の調整方針

総務企画専門部会企画広報分科会 1-1

協議項目	各種事務事業（新エネルギー・省エネルギー関係）の取扱いについて		協議細目		
	新エネルギー・省エネルギー・省エネルギービジョン	新エネルギー・省エネルギー・省エネルギービジョン	新エネルギー・省エネルギー・省エネルギービジョン	新エネルギー・省エネルギー・省エネルギービジョン	
調整の方針	新エネルギービジョン及び省エネルギービジョンについては、合併時に策定されている市町の計画を参考に、新市において新たにビジョンを策定する。				
現 況					
出雲市	新エネルギー・省エネルギー・省エネルギービジョン 平成15年度策定予定	平田市	新エネルギー・省エネルギー・省エネルギービジョン 平成15年度策定予定	斐川町	新エネルギー・省エネルギー・省エネルギービジョン 平成15年度策定予定
新エネルギー・省エネルギー・省エネルギービジョン 平成15年度策定予定	新エネルギー・省エネルギー・省エネルギービジョン 平成15年度策定予定	平田市	新エネルギー・省エネルギー・省エネルギービジョン 平成15年度策定予定	佐田町	新エネルギー・省エネルギー・省エネルギービジョン 平成15年2月策定（新エネルギー・産業技術総合開発機構補助事業） 本町に豊富に存在する森林資源、また、畜産糞尿等バイオマスを利用することによって環境に優しいエネルギーの構築を進めるとともに太陽光、温度差など様々なエネルギーを利用することによって「地球に優しいライフスタイルを確立することを目指す」。 木質バイオマス利用プロジェクト ・公共施設や野菜ハウス等へのチップボイラーやペレットボイラーの導入と家庭用ペレットストーブ導入の促進 ・ペレット製造の事業化の検討 バイオガス利用プロジェクト ・バイオガス（畜産糞尿等）プラント事業化の検討 ・生ゴミを利用した手づくりのバイオガスの設置等の検討 太陽エネルギー利用プロジェクト 学校や町営住宅への太陽熱利用機器、太陽光発電の導入 町民への太陽熱利用、太陽光発電の普及支援 ゆかり館新エネ・省エネプロジェクト ・温泉の排湯等を利用した温度差エネルギーの活用や湯の加温のためのチップボイラーの導入 ・省エネルギー改修の実施
省エネルギー・省エネルギービジョン 該当なし	省エネルギー・省エネルギービジョン 該当なし	平田市	新エネルギー・省エネルギー・省エネルギービジョン 平成15年度策定予定	佐田町	新エネルギー・省エネルギー・省エネルギービジョン 平成15年2月策定（新エネルギー・産業技術総合開発機構補助事業） 本町に豊富に存在する森林資源、また、畜産糞尿等バイオマスを利用することによって環境に優しいエネルギーの構築を進めるとともに太陽光、温度差など様々なエネルギーを利用することによって「地球に優しいライフスタイルを確立することを目指す」。 木質バイオマス利用プロジェクト ・公共施設や野菜ハウス等へのチップボイラーやペレットボイラーの導入と家庭用ペレットストーブ導入の促進 ・ペレット製造の事業化の検討 バイオガス利用プロジェクト ・バイオガス（畜産糞尿等）プラント事業化の検討 ・生ゴミを利用した手づくりのバイオガスの設置等の検討 太陽エネルギー利用プロジェクト 学校や町営住宅への太陽熱利用機器、太陽光発電の導入 町民への太陽熱利用、太陽光発電の普及支援 ゆかり館新エネ・省エネプロジェクト ・温泉の排湯等を利用した温度差エネルギーの活用や湯の加温のためのチップボイラーの導入 ・省エネルギー改修の実施
省エネルギー・省エネルギービジョン 該当なし	省エネルギー・省エネルギービジョン 該当なし	平田市	新エネルギー・省エネルギー・省エネルギービジョン 平成15年度策定予定	佐田町	新エネルギー・省エネルギー・省エネルギービジョン 平成15年2月策定（新エネルギー・産業技術総合開発機構補助事業） 本町に豊富に存在する森林資源、また、畜産糞尿等バイオマスを利用することによって環境に優しいエネルギーの構築を進めるとともに太陽光、温度差など様々なエネルギーを利用することによって「地球に優しいライフスタイルを確立することを目指す」。 木質バイオマス利用プロジェクト ・公共施設や野菜ハウス等へのチップボイラーやペレットボイラーの導入と家庭用ペレットストーブ導入の促進 ・ペレット製造の事業化の検討 バイオガス利用プロジェクト ・バイオガス（畜産糞尿等）プラント事業化の検討 ・生ゴミを利用した手づくりのバイオガスの設置等の検討 太陽エネルギー利用プロジェクト 学校や町営住宅への太陽熱利用機器、太陽光発電の導入 町民への太陽熱利用、太陽光発電の普及支援 ゆかり館新エネ・省エネプロジェクト ・温泉の排湯等を利用した温度差エネルギーの活用や湯の加温のためのチップボイラーの導入 ・省エネルギー改修の実施

出雲地区合併協議会の調整方針

総務企画専門部会企画広報分科会 1-2

協議項目	各種事務事業（新エネルギー・省エネルギー関係）の取扱いについて	協議細目	新エネルギー・省エネルギービジョン	
調整の方針	新エネルギービジョン及び省エネルギービジョンに於いては、合併時に策定されている市町の計画を参考に、新市において新たにビジョンを策定する。			
	現 況			
	多 伎 町	湖 陵 町	大 社 町	
新エネルギービジョン 平成13年2月策定（新エネルギー・産業技術総合開発機構補助事業） 環境や生態系にやさしい自然エネルギーによって町の活動が行われるとともに、人々の暮らしや産業活動に、エネルギーや環境保全についての意識が根付いている「新エネルギータウン・たき」を目指す。 海風プロジェクト 道の駅キララ多伎周辺や手引ヶ丘公園周辺又は洋上における風力発電導入と可能性の検討 太陽プロジェクト 町内で30%普及している太陽熱の利用拡大 太陽光発電の公共施設への導入と全町への普及 子ども未来プロジェクト 自然エネルギーについて体験・学習できる施設の建設 水資源開発プロジェクト マイクログ水力発電の検討 エコ・カープロジェクト クリーンエネルギー自動車の導入・普及 調査研究活動 新エネルギーの普及啓発活動 森林バイオ・有機廃棄物の活用に向けた調査研究	新エネルギービジョン 未策定	新エネルギービジョン 未策定	新エネルギー及び省エネルギービジョンについては、合併時に策定されている市町の計画を参考に、新市において新たにビジョンを策定する。	
新エネルギービジョン 平成14年3月策定（新エネルギー・産業技術総合開発機構補助事業） 公共施設での省エネルギー対策や地域住民への省エネルギー意識の啓発及び普及などを図っていく。 新エネルギービジョンと省エネルギービジョンの効率的、効果的な組み合わせによるエネルギー及び環境問題への対策を展開していく。 学校・家庭・公共施設での省エネ活動 省エネルギー対策のための組織化	省エネルギービジョン 未策定	省エネルギービジョン 未策定	省エネルギービジョン 未策定	

出雲地区合併協議会の調整方針

総務企画専門部会企画広報分科会 2 - 1

協議項目	各種事務事業（新エネルギー関係）の取扱いについて	協議細目	新エネルギー関係事業・施設
調整の方針	新エネルギー関係事業・施設については、現行どおり新市に引継ぐ。ただし、複数市町にある同一事業については、新市において調整する。		
現況			
出雲市 事業 太陽光発電補助事業 一般家庭用の太陽光発電システム設置補助 実施時期：平成16年度より実施予定	平田市 事業 住宅用太陽光発電導入促進事業 (財)新エネルギー財団の補助を受けた住宅用太陽光発電施設を設置する市民を対象 補助額：9万円/kW(上限4kW) (内県補助金額45,000円) 実施時期：平成15年6月 廃食用油BDF化事業 家庭、公共施設、直接燃入される廃食用油を精製し、ごみ収集車の燃料として使用 (平成14年度実績：22.8kl)	斐川町 事業 現在計画中	佐田町 事業 現在計画中
施設 風力発電等(売電)施設 風力発電システムを2基設置 (現在故障により休止状態) マイルドハイブリッド自動車 市長公用車：平成14年度購入(クラウン) ハイブリッド自動車 公用車：平成14年購入(プリウス) 出雲科学館 ・太陽光発電(施設利用)	施設 マイルドハイブリッド自動車 ・市長公用車：平成14年度購入(クラウン) 共道湖西岸利便施設 ・小規模太陽光発電(売電実績1.5kW)	施設 環境学習センター ・太陽光発電装置 2.8kW/h 平成15年3月1日電力受給契約締結(中国電力) 単価：1kWh当り20円40銭(従量B) 期間：平成15年3月1日～平成16年3月31日	施設 該当なし

出雲地区合併協議会の調整方針

総務企画専門部会企画広報分科会 2 - 2

協議項目	各種事務事業（新エネルギー関係）の取扱いについて		協議細目	新エネルギー関係事業・施設
調整の方針	新エネルギー関係事業・施設については、現行どおり新市に引継ぐ。ただし、複数の町にある同一事業については、新市において調整する。			
現 況				
多 伎 町	湖 陵 町	大 社 町	調整の具体的な内容	
事業 住宅用太陽光発電導入促進事業 多伎町住宅用太陽光発電導入促進事業補助金交付要 補助額：1kWあたり180,000円 （内県補助金額 45,000円） 実施時期：平成15年4月 風の子菜習館自然エネルギー体験学習事業 新エネルギー展開催 （新エネルギー財団の事業活用）	事業 該当なし	事業 該当なし	新エネルギー関係事業・施設については、 は、現行どおり新市に引継ぐ。ただし、複 数の町にある同一事業については、新市 において調整する。	
施設 キララトゥーリマキ風力発電所 風力発電機 2基（デンマーク製 850kW） 発電所出力 1,700kW 平成15年2月24日電力受給業務開始（中国電力） 単価：1kWh当り111円50銭 期間：平成15年2月24日～平成30年2月23日 ハイブリッド自動車 公用車：平成13年度導入	施設 該当なし	施設 該当なし		
風の子菜習館（平成15年10月竣工予定） ・風力発電（3.5kW 2基） ・太陽光発電（4kW） ・太陽熱利用（集熱面積 4㎡） 公園内利用、余剰電力売電（平成15年9月～）				